

Q204. 残業代（割増賃金）の種類を教えてください。

労基法上の残業代（割増賃金）には、以下の3種類があります。

- ① 時間外割増賃金
- ② 休日割増賃金
- ③ 深夜割増賃金

①時間外割増賃金は、1週間につき40時間（特例措置対象事業場では週44時間）、1日につき8時間を超えて労働をさせた場合に支払を義務付けられる残業代（割増賃金）です。

②休日割増賃金は、週1回の法定休日（労基法35条）に労働をさせた場合に支払を義務付けられる残業代（割増賃金）です。

③深夜割増賃金は、深夜（22時～5時）に労働をさせた場合に支払を義務付けられる残業代（割増賃金）です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎